

情報公開審査会の答申概要（答申第 39 号）

- 1 対象請求文書 平成16年10月20日から21日にかけての下菊橋測水所における自記録された水位観測記録
- 2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所
- 3 審査請求等の経緯
  - (1) H17. 1.28 公開請求
  - (2) H17. 2.14 不存在決定
  - (3) H17. 3. 1 異議申立て
  - (4) H17. 3.17 諮問
  - (5) H18.11. 8 答申
- 4 諮問に係る審査会の判断結果  
対象請求文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項（不存在）	<p>実施機関は、下菊橋測水所の自記水位計による水位観測記録について、自記録紙の購入、取替え及び読取り並びに資料整理を委託しており、成果品として自記録紙の提出を求めているので、本件請求文書は存在しないとしている。</p> <p>一方、異議申立人は、水位観測は委託されておらず、水位が記録された自記録紙は県の所有になるもので、公文書として保管されているはずであると主張しているので、以下検討する。</p> <p>業務委託設計書において、特記仕様書に記録用紙の取替え等が規定され、記録用紙の購入費用が積算に含まれており、また、水位資料の整理等も委託されていると認められ、さらに、自記録紙は成果品とされていない。</p> <p>したがって、実施機関の主張に不自然な点は認められない。</p> <p>このことから、観測記録の成果品への適切な記載が確保されるなら、自記録紙自体を公文書として保管するかどうかは、実施機関の判断に委ねられるものである。実施機関は自記録紙の観測記録について成果品の検収時に照合等を行い、自記録紙自体は公文書として保管していないと主張しており、この説明に不合理な点はないと考えられる。</p> <p>したがって、実施機関は本件請求文書を保有していないものと認められる。</p>

- 5 審議経過 審査回数 9回

(別 紙)  
答申第 39 号

# 答 申 書

平成 1 8 年 1 1 月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年1月28日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 平成16年10月20日から21日にかけての台風通過時の下菊橋測水所における水位観測記録の内、自記録された水位観測記録

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年2月14日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

自記水位観測記録は業務委託の成果品として県に提出を求めているため、公開請求に係る文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年3月1日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成17年3月17日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 水位観測は水位測定器により無人観測が年中無休で実施されており、自記録紙に水位変化がアナログ式の連続データとして記録観測されるもので、これは県が行う水位観測データそのものであり、水位観測自体は委託されていない。また、県が流量観測を委託する場合、土木部調査関係共通仕様書の流量観測作業共通仕様書に基づいて行うこととしているが、同仕様書には水位観測の定めはないので、県が直接実施していることを示している。
- (2) 水文調査の業務委託においては、特記仕様書に「水位計の点検・用紙の取り替え等を行う」と記載されており、メンテナンスのみが委託されている。自記録紙は業務を受託した業者（以下「受託者」という。）が購入するとしても、記録が書かれた時点で観測の成果品となり県の所有になるもので、交換後の自記録紙は県の公文書として保管されているはずである。
- (3) 流量観測作業共通仕様書においては、「流量観測は、国土交通省河川砂防技術基準（案）調査編により実施するものとする」と記載されており、また、業務委託の特記仕様書及び測水所流量調査要領に自記録紙の保存についての特段の規定がないので、自記録紙は、国土交通省河川砂防技術基準（以下「技術基準」という。）の規定にしたがって、「水文観測業務規程細則」別表3に基づき5年保存とされ、主要洪水及び渇水時は永久保存とされるものであると考える。
- (4) 業務委託の成果品である流量報告書は、測水所流量調査要領に基づいて作成されているが、この報告書のうち、流量観測業務の基礎資料と整理データから求められるものもあるが、水位流量年表は水位観測データの資料整理がないと作成できない。水位観測データの資料整理は、資料整理共通仕様書に基づいて行うこととされており、流量観測とは別に発注されるはずであるが、受託者が県から水位観測データの貸与を受けサービスで資料整理を行っていると考えられるので、整理終了後は県に返還されるべきである。
- (5) 今回の異議申立ては、自記録紙に記録された観測データを報告書のデータと比較検討できるようにするため、県が受託者に自記録紙の返還を求め、それを基準に基づいて保管するように指摘されることを目的としたものである。なお、実施機関は、水位観測データの整理資料が提出される時点で、検査員等が自記録紙と照合するなどチェックしたといているが、行っていないと思う。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 水位観測については、河川管理者として水防上の観点から洪水時等に水位情報を通報及び公表するために行い、また、河川整備計画の策定等に必要となる通年の流量の変化に関するデータを求めるために行っている。

下菊橋水位観測所では、昭和46年から水位観測を開始し、当初は自記録紙による観測のみ実施していたが、平成9年のテレメータ導入に伴い、自記録紙での観測はテレメータデータの欠測等を補完するため実施する扱いとしている。

- (2) 下菊橋測水所における水文調査業務委託は、通年の流量を求めることを目的とし、そのため必要な「年間を通した毎時の平均水位」等を観測するため実施しているもので、テレメータの観測を補完するための自記水位計による観測が適切に行われるように、特記仕様書で水位計の点検、自記録紙の取り替えを記載し、業務委託設計書において受託者の自記録紙の購入及び自記録紙の読み取りによる観測データの作成を委託業務に含めている。
- (3) 流量観測は、河川の流速と断面積から流量を算出するもので、いくつかの観測結果から水位と流量の相関関係を求め、これに基づいて、通年の毎時の観測水位から同時刻の流量を算出している。自記録紙の観測データについては、月報提出時に調査職員が適宜、照合・確認を行い、また、成果品である流量報告書の提出時に検査員が時刻水位月報と照合等しているため、業務委託の特記仕様書に成果品としては記載せず、特に提出は求めているので、本件請求文書は保有していない。なお、自記録紙の処分等は受託者の自主判断に委ねている。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、平成16年10月20日から21日にかけての下菊橋測水所における自記録された水位観測記録である。

### 3 本件請求文書の不存在について

実施機関は、本件公開請求について、自記録紙の購入、取替え及び読取り並びに資料整理を委託しており、成果品として自記録紙の提出を求めているので、本件請求文書は不存在であると主張している。

一方、異議申立人は、水位の観測は委託されておらず、水位が記録された自記録紙は県の所有になるもので、公文書として保管されているはずであると主張しているため、以下の点について検討する。

当審査会において下菊橋測水所における水文調査の業務委託設計書を見分したところ、特記仕様書第6条の「調査内容等」に「記録用紙の取り替え等」と規定されており、設計の積算に受託者の記録用紙の購入費用が含まれている。また、第7条の「使用する基準等について」に記載されている「測水所流量調査要領」には水位資料を用いて作成する水位流量年表が含まれているので、事実上、水位資料の読取りと整理も委託されていると考え

られる。さらに、特記仕様書第9条の「成果品について」において、自記録紙は記載されていない。

したがって、実施機関の主張に不自然な点は認められない。

このことから、仮に異議申立人が主張するように水位観測自体は委託されておらず、観測データが記入された時点で自記録紙が観測記録となるとしても、その観測記録の成果品への適切な記載が確保されることを前提に、自記録紙自体を公文書として保管するかどうかは実施機関の判断に委ねられるものである。実施機関は、自記録紙の観測記録について月報や業務委託報告書を検収する時点で照合等を行い、自記録紙自体は公文書として保管していないと主張しており、この実施機関の説明に不合理な点はないものと考えられる。

したがって、実施機関は本件請求文書を保有していないものと認められる。

なお、異議申立人は、流量観測作業共通仕様書において、「国土交通省河川砂防技術基準(案)調査編により実施する」と記載されていることなどから、自記録紙は技術基準に基づき保存されなければならないと主張するが、成果品として提出される報告書についてみると、技術基準の規定に基づく様式ではなく、県独自の「測水所流量調査要領」の規定により作成されており、このことから考えると、技術基準の適用範囲が不明確との批判はあるとしても、必ずしも自記録紙の取扱いについて技術基準を適用しなければならないとまでは言えないと考えられる。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、受託者が本件公開請求に係る資料を保有しているはずであり、その資料は県に帰属すると主張するが、委託契約上、成果品として県に引き渡されていない文書については県に帰属しないものと解される。

#### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 附帯意見

当審査会において、水文調査について関連文献等を参照し論議したので、以下その結果を踏まえ意見を附する。

下菊橋測水所における水文調査業務委託は、河川整備計画策定や河川管理に資するため、通年の流量の変化を把握することを主な目的として実施されている。このような水文調査は、長年にわたって精度の高い、欠測のない資料を整備、保存することが必要であると考えられる。

水位観測は、一般的には、当初は委嘱された観測員が目視で直接観測を行っていたが、自記録装置を備えた水位計を用い無人で観測が行われ、さらに水位計から送られた電気信号をデジタル変換して無線回線で送信するテレメータシステムが導入されるに至った。

水文調査のデータの取扱いについては、国土交通省の水文・水質データベースにおいて、平成11年1月1日以降はテレメータ観測値を正值とする取扱いとされるなど、各種観測技術の進展等によって変化するものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、下菊橋測水所においては、テレメータ機器の不具合による欠測を補完するために自記録していると説明しているため、水文調査の河川行政における重要性に鑑み、現在のような自記録紙による観測を継続する限り、テレメータの欠測時や特に重要と考えられる洪水時等の自記録データについては、何らかの方法による保管を含め、その取扱方法を検討する必要があると考える。

## 第7 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 3. 17	○諮問を受けた。(諮問案件第63号)
17. 4. 22	○実施機関(辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
17. 12. 28	○異議申立人から意見書を受理した。
18. 1. 26 (第133回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 3. 10 (第135回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 4. 6 (第136回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。
18. 5. 12 (第137回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
18. 7. 6 (第138回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 7. 27 (第139回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 9. 7 (第141回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 9. 28 (第142回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 11. 1 (第143回審査会)	○事案の審議を行った。